

2-11 文化遺産

(1) 環境影響要因の内容

条例で定められている対象事業について、技術指針に示されている標準的な影響要因と文化遺産との関わりは、次のとおりである。

〔技術指針に示されている標準的な影響要因と文化遺産との関わり〕

区 分	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施
道路事業	・存在及び供用（道路（地表式又は掘削式）の存在、道路（嵩上式）の存在）に伴う文化遺産への影響	・工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に伴う文化遺産への影響
林道事業	・林道の存在に伴う文化遺産への影響	—————
ダム事業	・存在及び供用（ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、ダムの供用及び貯水池の存在）に伴う文化遺産への影響	・工事の実施（施工設備及び工事用道路の設置の工事、道路の付替の工事）に伴う文化遺産への影響
鉄道事業	・存在及び供用（鉄道施設（地表式又は掘削式）の存在、鉄道施設（嵩上式）の存在）に伴う文化遺産への影響	—————
工場事業	・工場の存在（土地の改変）に伴う文化遺産への影響	—————
最終処分場事業	・最終処分場の存在に伴う文化遺産への影響	—————
焼却施設事業	・焼却場の存在に伴う文化遺産への影響	—————
し尿処理施設事業	・し尿処理施設の存在に伴う文化遺産への影響	—————
スポーツ又はレクリエーション施設等事業	・敷地の存在（土地の改変）に伴う文化遺産への影響	—————
土地区画整理事業	・敷地の存在（土地の改変）に伴う文化遺産への影響	—————
住宅地造成事業	・敷地の存在（土地の改変）に伴う文化遺産への影響	—————
工業団地造成事業	・敷地の存在（土地の改変）に伴う文化遺産への影響	—————
土石事業	・採取区域の存在に伴う文化遺産への影響	—————

以上のように、対象事業ごとの影響要因を整理すると、文化遺産については、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用（用地、施設等の存在）に伴う文化財及び埋蔵文化財包蔵地（以下「文化財等」という。）への影響を検討することになる。

(2) 調査の手法

1) 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示す項目とする。

○文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあってはその区分

○文化財の保存の状況及び利用の状況

また、これらの調査すべき情報についての整理内容としては、次のようなものが考えられる。

〔調査すべき情報と整理内容（例）〕

調査すべき情報	整理内容
文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあってはその区分	〔文化財〕 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の種類 （有形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、埋蔵文化財） ・文化財の位置、区域 ・文化財の価値、法令等による指定等の区分（国、県、市町村）、地域との関わり ・文化財の概要（内容、構造、規模、時代区分、保存状態等） 〔埋蔵文化財包蔵地〕 <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地の位置、区域、分布状況 ・埋蔵文化財の概要（種類、規模、時代区分、保存状態等）
文化財の保存の状況及び利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存状況 ・文化財の利用状況

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法としては、文献その他の資料の収集及び現地調査とする。また、情報が不足している場合には、必要に応じて、有識者等に聴取を実施する。

①文化財

文化財に係る調査は、基本的に文献その他の資料の収集により行う。

既存資料については、「奈良県指定文化財」（奈良県教育委員会）等の文化財に係る資料等を収集、整理することにより把握する。

また、既存資料により把握が困難な場合には、必要に応じ、奈良県教育委員会等と調整、協議のうえ、現地踏査により把握する必要がある。

②埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財包蔵地に係る調査は、文献その他の資料の収集及び現地調査により行う。

既存資料については、「奈良県遺跡地図」（奈良県教育委員会）や「奈良県文化財調査報告書」（奈良県立橿原考古研究所）等を収集、整理することにより把握する。

また、現地調査については、奈良県教育委員会等と調整、協議のうえ、表面踏査、試掘調査等により行う。

なお、文化財等に関する情報が、文献その他の資料及び現地調査では不足すると判断される場合には、必要に応じて聴取による補完を行う。聴取は、歴史・考古学関係の大学、博物館等の研究機関に属する学識経験者、地方公共団体の職員及び高等学校等の教諭並びに地元有識者等を対象に実施し、必要な情報を収集する。

3) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域とし、地域の概況を考慮し、対象事業の実施により影響が及ぶと想定される範囲を含む地域とする必要がある。

4) 調査地点

調査地点は、文化財等の特性を踏まえ、調査地域における文化財等に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。また、調査地点は、一般には文献その他の資料に基づき設定するが、文化財等の位置の特定が困難な場合には、踏査結果に基づき設定する必要がある。

5) 調査期間等

調査期間等は、文化財等の特性を踏まえ、調査地域における文化財等に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間を設定する。また、調査時期等は、調査地域が見通すことができ、踏査が比較的容易となる落葉期が望ましいが、地域特性、文化財等の特性及び周辺状況を勘案し、適宜設定する必要がある。

6) 調査結果の整理

文化財等の調査結果については、調査地域、調査手法、調査地点、調査時期等の前提条件を整理するとともに、文化財等の種類、位置又は区域、指定区分の状況並びに文化財の保存状況及び利用状況等について、図表及び現況写真等を活用しとりまとめる。

(3) 予測及び評価の手法

1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、文化財及び埋蔵文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析とする。

文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る予測の手法の概要は、次に示すとおりである。

①文化財

対象事業実施区域と文化財の位置、分布の重ね合わせや、既存の類似事例等を参考に、事業の実施による文化財及びその周辺の自然的環境、景観、雰囲気の変化等を予測する。また、予測にあたっては、必要に応じ、奈良県教育委員会、有識者等に対し、聴取を行う。

②埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域と埋蔵文化財包蔵地の位置、分布の重ね合わせや、既存の類似事例等を参考に、事業の実施による埋蔵文化財包蔵地の改変の程度及び内容を予測する。また、予測にあたっては、必要に応じ、奈良県教育委員会、有識者等に対し、聴取を行う。

2) 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、文化財等の特性を踏まえ、文化財等が対象事業の実施により環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

3) 予測対象時期等

予測対象時期等は、文化財等の特性を踏まえ、文化財等に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、具体的には、対象事業の実施に伴う土地の改変の程度が最大となる時期が考えられる。

4) 予測の不確実性の検討

文化遺産に係る予測においては、文化遺産への直接的な影響を及ぼす量的な変化の予測の場合には、文化財等の位置、分布を把握することにより、基本的に予測の不確実性は生じないものと考えられる。

また、文化遺産周辺の自然的環境の変化といった文化遺産への間接的な影響を及ぼす質的な変化の予測の場合には、予測するための基本的な情報が気象条件や地質条件等のように確実に把握することが難しい要素を主体としているため、文化遺産への影響予測にも不確実性を伴うことが考えられる。このように不確実性を伴う影響を予測する場合には、予測の根拠について示し、その根拠にどのような不確実性の要因があるのかについて、整理しておくことが重要である。

5) 予測結果の整理

文化遺産に関する予測結果は、予測の条件（予測地域、予測地点、予測時期、予測方法、予測に用いた前提条件等）及びその設定根拠を図表等を用いて整理するとともに、文化遺産に及ぼす量または質的な影響について、予測結果をわかりやすく示す。

6) 環境保全措置の検討

文化遺産に係る選定項目について環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合には、環境保全措置の検討を行う必要がある。

文化遺産に関する環境保全措置は、通常、対象事業の実施による影響の回避以外は極めて限定的な効果しか得られないものと考えられることから、可能な限り回避することを基本として検討することが必要である。

なお、文化遺産に関する具体的な環境保全措置の検討にあたっては、奈良県教育委員会と調整、協議のうえ、環境保全措置を検討することが必要である。

文化遺産に係る一般的な環境保全措置の例としては、次のようなものがある。

〔文化遺産に関する環境保全措置の例〕

区 分	環境保全措置の内容、効果等
対象事業実施区域からの除外	対象事業実施区域に重要な遺跡が存在するなどの場合は、遺跡の区域を対象事業実施区域から除外する。
現状の保存	対象事業の施設計画等を変更し、文化財・遺跡等を公園、緑地に取り込むなどにより、文化財・遺跡の存続を図る。また、工事の実施にあたっては、埋蔵文化財等に関する発掘調査を行い、その記録を保存するなど、適切な対応を図ることできる体制を整える。
移築、移動	対象事業の実施により消失する史跡・文化財等を移築、移動などにより、影響を回避する。

7) 評価の手法

評価は、対象事業の実施により生じるおそれがある文化財及び埋蔵文化財包蔵地への影響が、事業者により実行可能な範囲内で、できる限り回避又は低減されているかどうかの観点から行う。

この際、文化財に係る選定項目についての調査及び予測の結果から、環境影響がないと判断される場合及び環境影響が極めて小さいと判断される場合には、そのことをもって評価し、調査及び予測の結果を踏まえ、環境保全措置の検討を行った場合には、環境保全措置の実施による環境影響の回避又は低減の程度をもって評価する。

文化財及び埋蔵文化財包蔵地への環境影響がない、又は極めて小さいと判断される場合とは、対象事業実施区域及びその周囲の文化財及び埋蔵文化財包蔵地が、対象事業の実施により変化しない、又はほとんど変化しない、場合などが考えられる。

したがって、評価にあたっては、対象事業の実施による文化財及び埋蔵文化財包蔵地の改変の状況をできるだけ定量的に把握したうえで、対象事業の実施による影響の程度を明らかにすることが重要である。